最終更新日：2015年3月31日
キヤノン電子株式会社
代表取締役社長　酒巻 久
問合せ先：03-6910-4111
証券コード：7739
http://www.canon-elec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、継続的に企業価値を向上させていくためには、役員および従業員の高い倫理意識を基に、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた内部統制機能の強化が極めて重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
キヤノン株式会社	22,500,600	53.31
ピーエヌビー パリバ セック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アバディーン グローバル クライアント アセッツ	1,413,700	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	956,300	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	664,300	1.57
第一生命保険株式会社	414,000	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	239,200	0.57
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス	238,447	0.56
株式会社みずほ銀行	234,400	0.55
キヤノン電子従業員持株会	230,822	0.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	228,048	0.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	キヤノン株式会社 （上場：東京、名古屋、札幌、福岡、海外）（コード） 7751

補足説明

大株主の状況は平成26年12月31日現在の状況です。なお、同日現在で大株主の状況の記載の他に当社が保有する自己株式1,388,021株（保有割合3.29%）があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社であるキヤノン株式会社であります。この支配株主からは一定の独立性が確保されていると認識しており、取引の条

件の決定等が支配株主との間で恣意的に行われていることはありません。支配株主との取引のみならず、すべての取引について、当社の独立性と利益が損なわれることのないように適切・公平に行うことにより、すべての株主の利益を保護しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、キヤノン株式会社を親会社とするキヤノングループに属しており、経営ビジョン及びブランドを共有しております。同社は平成26年12月31日現在、当社の総株主の議決権55%を所有しております。事業運営においては、株主総会に付議すべき事項を除いて、親会社の関与は限定的であり、経営判断、執行においては、自主独創が尊重されております。なお、平成26年12月31日現在、当社の上場子会社はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
豊田　正和	その他											○
内海　勝彦	他の会社の出身者	△										○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊田　正和	○	――	豊田正和氏は、経済産業審議官や内閣官房参与などの要職を歴任しており、経済、国際貿易分野での豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。
内海　勝彦	○	――	内海勝彦氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、更に必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩村　修二	弁護士													○
中田　清穂	公認会計士	△												○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩村　修二	○	―――	岩村修二氏は、仙台・名古屋高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。
中田　清穂	○	―――	中田清穂氏は、会社経営の経験に加え、公認会計士として長年にわたり、企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

（ストックオプション精度の導入）
対象者の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、その他

該当項目に関する補足説明

その他には、当社執行役員、幹部従業員等が含まれております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第76期（平成26年12月期）の有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・基本報酬
株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を定めております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定いたします。
・賞与
賞与は、当該年度の会社業績に基づき算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。各取締役の賞与支給額は、株主総会で承認された支給総額に基づいて、取締役会の決議により決定いたします。
・退職慰労金
在任中の会社への貢献に対する報酬として、株主総会の承認を得たうえ、退任取締役に支給するものです。なお、取締役の退職慰労金制度は、2013年3月27日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、廃止するとともに、退職慰労金の打ち切り支給につき同株主総会で承認を得ております。
・ストックオプション
業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及びその内容を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しての会議招集や情報伝達は、常勤監査役を通じて適宜行われております。また、会計監査人からの監査に関する説明や報告の際には、基本的には社外監査役も全て出席することになっておりますが、
出席ができない場合にも、出席した監査役からの報告などにより状況を把握できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会、監査役会に加え、リスクマネジメント委員会の設置、監理室（1名）による内部監査制度等により、コーポレートガバナンスを構築しております。
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役13名で構成され、実効性、効率性のある経営の意思決定を目指しております。重要案件につきましては、取締役および事業部長が参加する経営会議で決定する仕組みとなっております。更に、経営テーマごとに各種委員会を設置し、スピィーディで実効性のある意思決定を目指すと同時に、コンプライアンス・倫理等についての相互牽制機能も果たしております。
社外監査役2名を含む4名の監査役は、監査の方針および業務の分担等に従い、重要な決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。監査役および監査役会は会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、更に必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。また、監査役は、内部監査部門である監理室と、必要に応じて情報交換や内部監査結果の報告を受けるなど連携を取っております。
なお、社外監査役の豊田正和氏、内海勝彦氏の2名及び社外監査役の岩村修二氏、中田清穂氏の2名は、平成27年3月3日付で、独立役員としての届出をしております。独立役員に届け出た4名につきましては、当社との間に特段の人的・経済的な関係はありません。

外部監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。当社の第76期（平成26年12月期）の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は以下の通りです。
指定有限責任社員　業務執行社員　中山　清美（新日本有限責任監査法人）
指定有限責任社員　業務執行社員　志村さやか（新日本有限責任監査法人）
（注1）継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

（注2）同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他11名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な経営判断については、原則として全取締役が出席する取締役会の活発な議論を通じて、審議し決定しております。取締役は13名おりますが、現場の実態を熟知してこそ、より実効性、効率性のある意思決定が行えるとの考えから、取締役の多くは執行業務も担当しております。一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を経営に活用するため、平成27年3月25日から独立役員である社外取締役2名を置いております。
当社は監査役制度を採用しております。監査役は独立性、中立性、専門性を発揮し、経営をモニタリングしております。また、社外監査役2名を登用し、コーポレートガバナンスの実効性を確保するために、内部監査部門の組織・権限の強化、監査役や内部統制部門である監理室による会計監査人との連携、リスクマネジメント委員会と内部統制委員会の設置といった多面的な内部統制システムを採用しております。こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンスは充分に機能し、また、その体制の維持と強化は可能であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては、開催日の23日前に招集通知を発送致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、有価証券報告書、決算短信及びその他開示情報を適宜開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、経理部が担当しております。担当役員は常務取締役経理部長、事務連絡責任者は経理部副部長となっております。	
その他	四半期毎を原則にアナリスト・機関投資家に対して個別に決算説明を行っており、常務取締役経理部長又は経理部副部長が、決算の状況及び今後の見通しについて説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことを目指しております、この理念は「キヤノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員および従業員は、この規範に沿って業務を遂行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題に対し、様々な取り組みを行っております。活動の詳細については、平成16年12月期から報告書を公開しており、平成19年12月期以降はCSR報告書として、当社ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、「公開情報管理規程」を制定し、投資家に対する公平かつ適切な情報開示体制を整備しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況>
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条第4項6号、会社法施行規則100条1項4号)
(1)キヤノングループの普遍の行動指針である「三自の精神(自覚・自発・自治)」に基づき、取締役および使用人が業務の遂行にあたり守るべき規準として「キヤノングループ行動規範」を採択し、高い倫理観と遵法精神を備える自律した強い個人を育成すべく、コンプライアンス推進活動を実施する。
(2)キヤノングループとして決定したコンプライアンスに関する方針、施策をコンプライアンス担当者が責任を持って全社で実行に移す。
(3)各種規程、ガイドライン等により、取締役及び使用人に対し、国内外の各種法規制の周知徹底を図る。
(4)反社会的勢力とは如何なる面でも関係を一切持たないとの基本方針を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する。
(5)内部通報制度を活用し、違法行為や倫理違反などに対し、社内で自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止を図る。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)
(1)文書管理規程及びその他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存し、管理する。
(2)取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)
(1)経営会議のほか各種経営専門委員会を設置し、重要案件につ具体的な実行計画を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
(2)財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定及びリスクの評価を行い、これらをすべて文書化ならびに統制活動の実施状況を定期的に確認することにより、リスク管理を実効性あるものとする。
(3)多様化するリスク(品質、環境、災害、情報、輸出管理等)から企業を守り、社会からの信頼を維持するため、各種社内規程を策定し、その遵守を図ることにより、リスク管理体制を構築する。特に、製品安全リスクについては、安心・満足して使用できる安全な製品を社会に提供するため、「製品安全に関する基本方針」を制定する。
(4)グループ内部監査との協議、連携や内部通報制度の推進により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)
(1)経営会議のほか各種経営専門委員会を設置し、重要案件につき、取締役及び関連部門責任者が事前に審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
(2)長期経営計画の設定により経営方針を明確化したうえで、中期計画の策定により社内目標を具体化し、各部門に周知徹底する。また、年間及び四半期の短期計画ならびに月別予算管理により、業務執行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。

5. 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を図るための体制(会社法施行規則100条1項5号)
(1)「キヤノングループ行動規範」に基づき、グループ会社としてコンプライアンス推進活動を実施し、遵法・企業倫理意識を全社に浸透させ、グループ共通の価値観としてこれを共有する。
(2)親会社の内部監査部門、法務部門と連携し、当社の事業活動につき遵法の徹底、モニタリングを行い、コンプライアンスを強化する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項3号)
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。
(2)監査役を補助すべき使用人の職務は、この使用人の所属部門の業務と兼務とする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則100条3項2号)
(1)監査役を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき監査役の職務に関連し、取締役の指揮命令を受けない。
(2)この使用人の人事異動については、監査役会の事前の同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則100条3項3号)
(1)取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生しまたは発生する恐れがあるときは、監査役に速やかに報告する。
(2)取締役、監査役間で予め協議決定した事項につき、取締役及び使用人は監査役に定期的に報告する。
(3)監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項4号)
(1)監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
(2)監査役による社内各部門、関係会社の巡回監査に際し、効率的な監査を実施できるよう協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針
当社は、当社及び当社グループ各社が市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力と
の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況
(1)取締役会議をもって、上記のとおり、内部統制システムに反社会的勢力との関係遮断について盛り込んでいるほか、当社就業規則において
も、趣旨の規定を定め、従業員に対してその徹底を図っています。
(2)人事総務部門を反社会的勢力対応のグループ統括部署とし、反社会的勢力およびその対応に関する情報提供を共有し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めています。
(3)警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築しています。
(4)賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

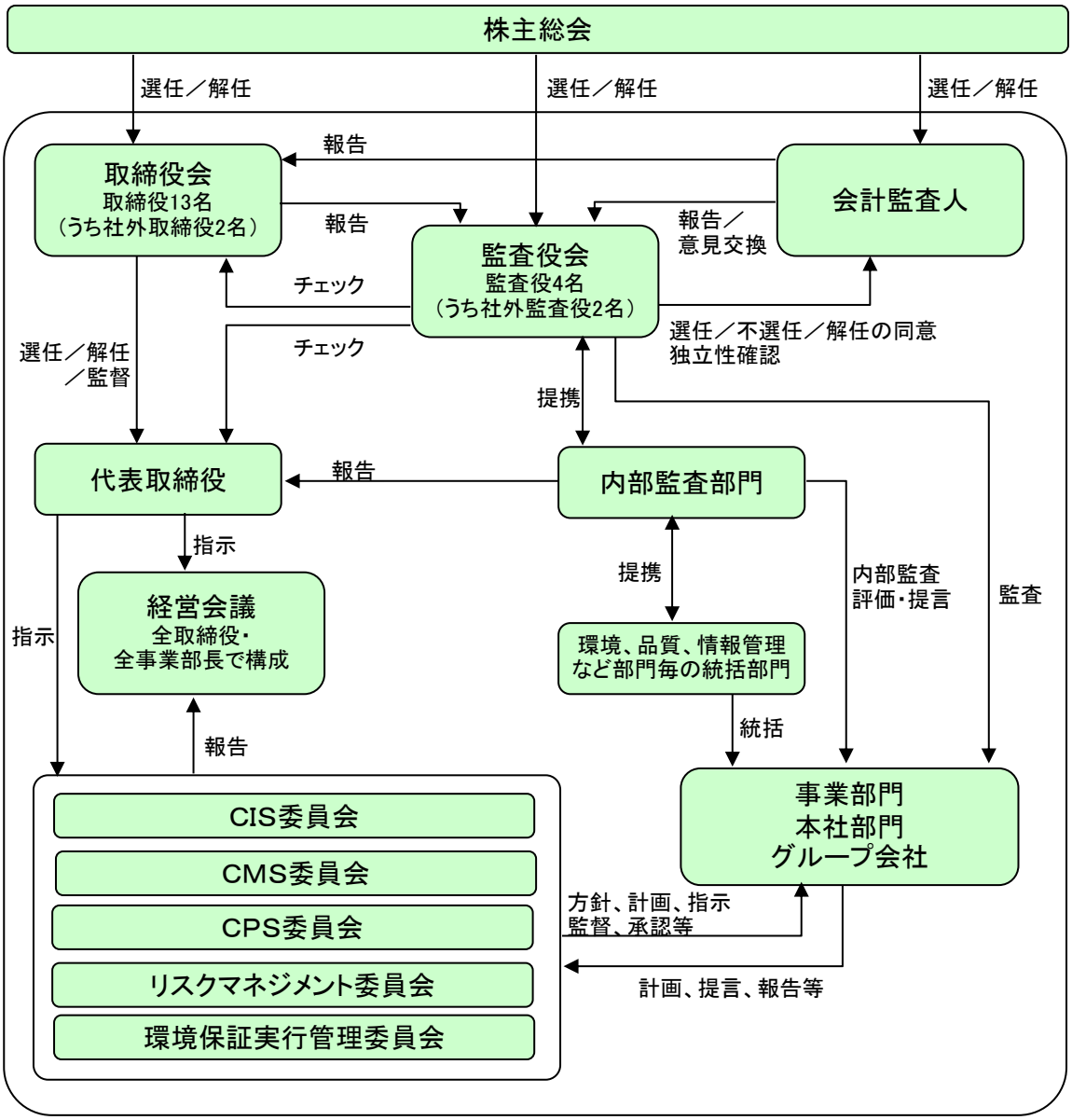
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

親会社であるキヤノン株式会社がニューヨーク証券取引所に上場しており、平成18年12月期よりサーベンス・オクスリー法（SOX法）が適用となったため、当社もグループの一員としてSOX法に準拠した内部統制の整備を行いました。
当社としても、企業倫理・コンプライアンス委員会および内部統制委員会を設置し、関連法規や社内規定の遵守を目的として、内部統制の仕組みの強化を行い、これらの仕組みを十分に活用することにより財務諸表の信頼性の一層の向上に努めております。


株主総会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
報告
取締役会
取締役13名
（うち社外取締役2名）
報告
会計監査人
報告／
意見交換
監査役会
監査役4名
（うち社外監査役2名）
チェック
チェック
選任／不選任／解任の同意
独立性確認
選任／解任
／監督
提携
代表取締役
報告
内部監査部門
指示
提携
内部監査
評価・提言
監査
経営会議
全取締役・
全事業部長で構成
指示
環境、品質、情報管理
など部門毎の統括部門
統括
報告
CIS委員会
CMS委員会
CPS委員会
リスクマネジメント委員会
環境保証実行管理委員会
事業部門
本社部門
グループ会社
方針、計画、指示
監督、承認等
計画、提言、報告等